

平成 29 年 6 月 29 日

商業施設士資格認定課程（認定校）

学 校 長 殿

ご 担 当 殿

公益社団法人 商業施設技術団体連合会
会 長 湯 澤 幸 子

平成 29 年度・前期「商業施設士補」資格講習会 開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の業務運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度・前期の商業施設士補資格講習会につきましては、別紙のとおり開催することといたしました。

ご多忙中、恐縮に存じますが、別紙スケジュールに基づき、ご推薦方のお手続きをされますよう宜しくお願い申し上げます。

「ポスター」「総合案内書」を同封しています。ポスターのご掲示、総合案内書の配布など宜しくお願い致します。なお、それぞれ枚数が不足の場合はご一報いただけますれば、追送申し上げます。

平成 29 年度・前期 「商業施設士補」 資格講習会

実施概要

1. 実施日：

【仙 台】	平成 29 年 10 月 22 日 (日)
【東京 A】	〃 10 月 21 日 (土)
【東京 B】	〃 10 月 29 日 (日)
【名古屋】	〃 10 月 28 日 (土)
【大 阪】	〃 10 月 15 日 (日)

2. 実施会場：

【仙 台】	みやぎ婦人会館／仙台市宮城野区榴ヶ岡 5
【東京 A】	全国家電会館／文京区湯島 3-6-1
【東京 B】	専売ビル／港区芝 5-26-30
【名古屋】	名古屋企業福社会館／名古屋市中区大須 2-19-36
【大 阪】	エル・おおさか／大阪市中央区北浜東 3-14

3. 講習内容 (全会場共通)：

時 間	内 容
10:00～10:15	オリエンテーション
10:20～11:15	《講義 1》商業施設のしくみ
11:25～12:20	《講義 2》商業施設の構成
13:15～14:10	《講義 3》商業施設の計画
14:20～15:15	《講義 4》企画・デザイン～監理と製作施工
15:30～16:30	修了考査 (講義のポイントをおさらいします)

4. 登録等手数料：10,800 円 (講習料・書籍テキスト代・登録費・消費税 等を含む)

5. 資格登録証の交付：11 月上～下旬頃

(講習修了の方々へ資格登録証 (「A4 サイズの賞状」および「顔写真入りカード」) を交付いたします。)

平成 29 年度・前期 「商業施設士補」資格講習会
スケジュール（ながれ）

1. 学校推薦 : 9 月 25 日までに

「商業施設士補資格認定推薦書」（様式 1）及び
「平成 29 年度・前期 商業施設士補資格講習会 受講・登録申請書」（様式 2／受講希望者各個人提出用紙）をセットにして、本会までご提出をお願いいたします。

2. 受講票の発行・送付 : 10 月上旬頃に

上記、推薦書・申請書（受講申込書）を受付けた後、10 月上旬頃に、受講票及び受講案内等を発行・送付いたします（原則として学校へ）。

学校一括での受講票発送の場合は、お手数をお掛けいたしますが、受講予定者の方々へ配布をお願いいたします。

なお、受講票を受講予定者に個別発送をご希望の際は、「様式 1」の下段の項目にチェックをしてください。

3. 受講する前までの準備 : 講習日の 5 日前までに

- (1) 登録等手数料：10,800 円の払い込み
- (2) 顔写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm）を用意…講習当日持参

4. 講習会実施

10 月 15 日（日）：大 阪
10 月 21 日（土）：東京 A
10 月 22 日（日）：仙 台
10 月 28 日（土）：名古屋
10 月 29 日（日）：東京 B

5. 資格登録の付与（交付） : 11 月上～下旬に

講習修了の方々の「A4 サイズの賞状」と「顔写真入りカード」の資格登録証を、（原則として学校へ一括）発送します。

個別発送をご希望の際は、申請の際に「様式 1」の下段の項目にチェックをお願いいたします。

商業施設士補認定基準

商業施設士資格審査・証明事業実施要領 第3条及び第10条第6項第一号の規定に基づき、商業施設士補の認定に係る諸要件を下記の通り定める。

記

I. 認定校卒業者（見込者）に対する「士補」の付与

商業施設士試験受験資格課程（認定校）において、次の要件を備えている者について、商業施設士補認定の申請があった場合、これを審査委員会に付議する。

審査委員会は、速やかに認定の可否を結審し、その結果を会長に報告するものとする。

〔要件〕

1. 本会が指定する認定課程の、各科目の単位を取得している者*、あるいは当該年度に取得見込み者であること。
2. 学校長等の推薦がある者であること。
3. 在学中、学生としての品位を欠き、公序良俗に反する行為等により、推薦することが社会感情にそぐわない者については対象外とすること。
4. 原則として、本会が実施する講習会を受講したものであること。

（※注）既に単位取得し、卒業されている方もこの要件に含まれます。

〔付記〕

商業施設士補資格取得者は、申請により、商業施設士資格試験のうち、「学科試験」を免除とする。